

○登録対象者

法人格の有無にかかわらず、町内に店舗、工場、事務所等を有する団体、及び町内に所在し活動拠点を置く非営利活動法人並びにボランティア団体その他の団体とする。

○事業所等への協力要請事項

- (1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等の組織力（労務の）提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資の提供
- (3) 資機（器）材等の提供
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他防災上必要な協力

○協力活動

- ・事業所の自主的判断又は大治町長からの要請による。
- ・事業所の本来の業務の支障のない範囲内での協力。

○経費の負担

事業所判断：事業所負担

町要請時：事業所等と協議のうえ町が認めた場合は町が負担とする

○登録証の交付

申請により適正と認めた際は、申請者に対し「災害時協力事業所登録証」を交付する。※登録証の仕様：A4サイズ（上質紙）

○登録期間

登録証の交付の日から当該年度の3月31日。

なお、期間満了までに申し出がない場合はさらに1年間延長し、その後も同様とする。

○災害補償

大治町消防団員等公務災害補償条例を準用する。

対象：応急措置の業務に従事した者

○協定との整合性

(原則) 町内は、災害時協力事業所登録制度に登録する。

町外は、災害協定とする。

○防災事業との連携

本町又は、地域の団体等が実施する防災訓練や研修会等の防災事業に可能な限り参加する。